

○農林水産省令第七十四号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第三条第一項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十月二十二日

農林水産大臣 野上浩太郎

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>別表第2（第2条関係） 1～7（略） 8 各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準 (1)～(114)（略） (115) サリノマイシンナトリウム サリノマイシンナトリウム（その1） ア 製造用原体（略） イ 製剤 (7) 成分規格 本品は、サリノマイシンナトリウム（その1）製造用原体に、<u>賦形物質を混和又は造粒した小片、粒子又は粉末</u>である。 力価（略） 物理的・化学的性質 ① 本品は、淡黄白色～淡褐色の<u>小片、粒子又は粉末</u>で、特異な臭いを有する。 ②・③（略） 確認試験～力価試験（略） (4)～(5)（略） サリノマイシンナトリウム（その2） ア・イ（略） ウ <u>製剤（その1）</u> (7) 成分規格 本品は、サリノマイシンナトリウム（その2）製造用原体<u>（その1）</u>に、賦形物質を混和した小片又は粉末である。 力価～力価試験（略） (4) 製造の方法の基準 サリノマイシンナトリウム（その2）製造用原体<u>（その1）</u>に、賦形物質を混和して製造すること。 (7) 保存の方法の基準 サリノマイシンナトリウム（その2）製造用原体<u>（その1）</u>の保存の方法の基準を準用する。 (5)（略）</p>	<p>別表第2（第2条関係） 1～7（略） 8 各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準 (1)～(114)（略） (115) サリノマイシンナトリウム サリノマイシンナトリウム（その1） ア 製造用原体（略） イ 製剤 (7) 成分規格 本品は、サリノマイシンナトリウム（その1）製造用原体に、<u>賦形物質を混和又は造粒した小片、粉末又は粒子</u>である。 力価（略） 物理的・化学的性質 ① 本品は、淡黄白色～淡褐色の<u>小片、粉末又は粒子</u>で、特異な臭いを有する。 ②・③（略） 確認試験～力価試験（略） (4)～(5)（略） サリノマイシンナトリウム（その2） ア・イ（略） ウ 製剤 (7) 成分規格 本品は、サリノマイシンナトリウム（その2）製造用原体に、<u>賦形物質を混和した小片又は粉末</u>である。 力価～力価試験（略） (4) 製造の方法の基準 サリノマイシンナトリウム（その2）製造用原体に、賦形物質を混和して製造すること。 (7) 保存の方法の基準 サリノマイシンナトリウム（その2）製造用原体の保存の方法の基準を準用する。 (5)（略）</p>

エ 製剤（その2）

(7) 成分規格

本品は、サリノマイシンナトリウム（その2）製造用原体（その2）に、賦形物質を混和した小片、粒子又は粉末である。

力価 本品は、1mgにつき、200µg（力価）以下であり、力価試験を行うとき、表示力価の85～125%を含む。

物理的・化学的性質

① 本品は、淡黄白色～淡褐色の小片、粒子又は粉末で、特異な臭いを有する。

② 本品は、2.00mmの標準網ふるいを通過する。

③ 本品は、発かびを認めない。

確認試験 サリノマイシンナトリウム（その2）製剤（その1）の確認試験を準用する。

乾燥減量 10.0%以下（1g, 105℃, 3時間）

力価試験

寒天平板 サリノマイシンナトリウム（その1）製造用原体の規定を準用する。

試験菌 サリノマイシンナトリウム（その1）製造用原体の規定を準用する。

常用標準希釈液の調製 サリノマイシンナトリウム（その1）製造用原体の規定を準用する。

試料溶液の調製 サリノマイシンナトリウム（その2）製剤（その1）の規定を準用する。

(i) 製造の方法の基準

サリノマイシンナトリウム（その2）製造用原体（その2）に、賦形物質を混和して製造すること。

(j) 保存の方法の基準

サリノマイシンナトリウム（その2）製造用原体（その2）の保存の方法の基準を準用する。

(k) 表示の基準

サリノマイシンナトリウム（その2）製剤（その1）の表示の基準を準用する。

(116)～(159) (略)

(新設)

(116)～(159) (略)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。